

令和7年度 一般会計歳出 第6款3項3目 親子保健費 12節(18) その他業務委託料
乳幼児健康診査事業

受付番号		連絡先	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課 委託担当 担当者名 斎藤 Tel 671-2455
------	--	-----	---

設 計 書

- 1 委託件名 令和7年度区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査
従事医師紹介派遣業務委託
- 2 履行場所 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間(期限) 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 かし担保 設計関係図書又は仕様書記載のとおり・ 不要
- 6 その他特約事項 この契約による業務を処理するための個人情報の扱いについては、
別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 7 現場説明 要(月 日 時 分 場所)
 不要
- 8 委託概要 区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査に従事する医師について、
契約担当課に紹介を行う。

横浜市こども青少年局

9 前 扌

- する
 しない

10 部 分 扱

- する(毎月)
 しない

部分払の基準

* 単価及び金額は消費税相当額を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額 (概算金額)	¥	. —
内訳 業務価格	¥	. —
消費税等相当額	¥	. —

委託訳書

名 称	品質・形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
1 医師の紹介等		(360)	回			
計						
消費税相当額(10%)						
委託代金						

令和7年度区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査従事医師
紹介派遣業務委託仕様書

1 契約の担当課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市こども青少年局地域子育て支援課 電話 045-671-2455

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 委託先
- (2) 区福祉保健センターが定める場所 (別紙1)

4 業務の概要

区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査（以下、「乳幼児健診」という。）に従事する医師について、以下に定める医師を担当課に紹介する業務を行う。

5 乳幼児健診概要

乳幼児健診は、横浜市内18区の区福祉保健センターで開催されており、4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の3種類の乳幼児健診を各区1か月あたり平日（月～金、日・祝を除く）に2～6回程度ずつ実施している。それぞれの健診において、医師の従事枠は区の規模に応じて3～5枠（診察ブース数）設けている。乳幼児健診は、集団指導（保健指導）・問診・計測・診察・歯科診察・個別相談で構成され、医師は診察の部分を担う。乳幼児健診に従事する医師は、「横浜市福祉保健センター嘱託医師及び歯科医師委嘱要綱」に基づき委嘱を受け、地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員として職務に従事する。医師は、1回の従事につき21,000円（交通費込み）が支払われる。1回の健診はおよそ2時間程度であり、従事時間の延長に伴う追加報酬は支払われない。

6 業務内容

- (1) 乳幼児健診に従事する医師の募集

契約担当課が指示する乳幼児健診従事医師乳幼児健診日程（月10～30枠程度）について、Webサイト・電話・メール等による募集を行う。Webサイトに掲載する際には、事前に契約担当課に記載内容を確認すること。原則として、乳幼児健診日程は乳幼児健診開催前々月には契約担当課から指示をするが、前月から乳幼児健診前日までの乳幼児健診日程についても、可能な限り募集に努めること。

なお、募集にかかる通信料及び送料は受託者の負担として本契約に含めることとする。

(2) 応募医師の要件の確認

医師から応募を受けた際には、契約担当課の乳幼児健診に従事する以下の要件をすべて満たしているか、確認を行うこと。契約担当課の乳幼児健診に従事する要件は以下の通りである。

- ア 医師免許証を有している。
- イ 乳幼児健診で診察を行った経験がある。もしくは、診察を行うための知識を有している。
- ウ 事前に契約担当課が提供する「横浜市乳幼児健康診査マニュアル」を読み、それに沿って診察を行うことが可能である。
- エ その他、「横浜市福祉保健センター嘱託医師及び歯科医師委嘱要綱」に定める事項に反しない。
- オ 医師賠償責任保険に医師が加入している。
- カ 医業停止処分中ではない。
- キ 2時間程度の乳幼児健診において、おおよそ 20 人程度を丁寧に親子に寄り添いながら診察することが可能である。
- ク 医師の胸部X線検査の実施状況を確認し、検査結果を契約担当課に連絡すること。
当検査を実施していない場合は、受診勧奨を行い、実施後、検査結果を報告すること。

(3) 応募医師の紹介

要件を満たす医師からの応募があった際には、乳幼児健診実施月の前月の 20 日までに契約担当課に紹介連絡書(別紙2)を送付し、従事の採否について契約担当課の指示を受けること。なお、別紙2によらず同様の報告が可能な場合はこれに代えることができるものとする。紹介連絡書を送付の際には、契約担当課に電話連絡も行い、わかる範囲で医師の詳細情報も伝えること(例:これまでの紹介実績、紹介先からの評判、医師の性格特徴等)。紹介連絡書には、従事可能日程・医師名を明記すること。紹介した医師について、従事可能日程での従事の採否については、契約担当課が決定する。(なお、乳幼児健診日程については、契約担当課も並行して充足に努めていることから日々変動するため、既に充足している場合がある。)

(4) 採用決定医師への連絡

契約担当課は、紹介連絡書に従事の可否を記載し、受託者に返送する。

契約担当課が従事可能日程での従事についての採用を決定した際に、医師にその旨を連絡するとともに、「横浜市乳幼児健康診査マニュアル」を送付する。従事する医師には、従事する区の乳幼児健診担当者が依頼文を送付するため、確認するように指示をすること。当日は、印鑑、写真付きの本人確認書類及び報酬を振り込む口座がわかるものを持参するように指示すること。

契約担当課には、医師の医師免許証の写しおよび履歴書を送付する。なお、同様の対応ができる場合はこれに代えることができるものとする。医師免許証および履歴書については、契約担当課及び区福祉保健センター乳幼児健診担当者が「横浜市福祉保健センター嘱託医師及び歯科医師委嘱要綱」に基づき委嘱を行う際に使用する。履歴書には、連絡先(メールアドレス・

住所・緊急連絡先の電話番号)を必ず明記する。なお、連絡先については、契約担当課及び区の乳幼児健診担当者が、従事する乳幼児健診に関して必要な連絡を行う際にのみ使用する。

従事する乳幼児健診の1週間前に、再度従事医師に連絡をとり、従事の確認を行うこと。なお、同様の対応ができる場合はこれに代えることができるものとする。

(5) その他

ア 緊急時の対応

契約担当課による従事決定後に、従事予定の医師がやむを得ない理由で従事を辞退した際には、早急に契約担当課に連絡をとり、代わりの医師の募集および契約担当課へ紹介する。真にやむを得ない事情により従事予定の医師が従事を辞退した際には、顛末書で報告のうえ、再発防止策を講じること。なお、紹介料は実際に職務に従事した際のみに支払われる。従事前に医師が従事を辞退した紹介案件に対しては、支払いの対象にはならない。

イ 紹介した医師への従事後の連絡について

受託者が紹介した医師については、乳幼児健診終了後に区福祉保健センターからの従事した際の報酬の支払い時を除き、契約担当課からは一切連絡をとらない。

ウ 診察時の医師の体調確認について

乳幼児健診従事日に健診会場で検温や体調確認を行う場合がある。その際に体調不良を認める場合には、従事をお控えいただくことになり、その場合は医師への報酬及び委託料は支払われない。

7 委託料の請求及び支払い

(1) 請求

受託者は、当月に契約担当課に紹介し従事決定に至った件数についての委託料について、翌月10日までに医師紹介派遣委託料請求書(別紙3)及び従事可否について入力済みの紹介連絡書の写しをもってこども青少年局地域子育て支援課に請求するものとする。

(2) 支払

契約担当課は、受託者からの請求に基づき、履行の確認を行い、請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(3) 委託料の返還

受託者が紹介した医師が乳幼児健診当日に従事に至らなかった場合は、その件数に応じた委託料全額を契約担当課に返還するものとする。受託者が紹介した医師が乳幼児健診に従事したことの確認は、当日医師が従事証明書(別紙4)を記載し、区の担当者を介して契約担当課に提出することにより行う。受託者は、当月に開催された乳幼児健診のなかで受託者が紹介した医師が従事に至らなかった件数を契約担当課に確認し、翌月の医師紹介派遣委託料請求書の件数からその件数を差し引いて請求を行うこととする。

8 遵守事項

- (1) 応募医師等の個人情報の保護、本件に関わる情報セキュリティの確保を徹底すること。
- (2) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項については、委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けなければならぬ。
- (4) 当委託業務における経緯、資料などはすべて明確にしておかなくてはならない。
- (5) 委託業務期間中において、仕様書に記載はないが変更の必要が生じた場合は、軽易なもののは協議のうえ反映する。
- (6) 契約及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた際及びやむ得ない事情により仕様書に定められた内容を変更する場合は双方が協議して定めるものとする。
- (7) この仕様書に定めない事項については、横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月 31 日規則第 59 号)に定めるところによるほか、必要に応じて委託者と受託者が協議して決める。
- (8) 受託者は、この契約による事務を処理するため「委託契約約款」を遵守しなければならない。
- (9) 業務の遂行にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報取扱に関する研修を定期的に実施しなければならない。

9 資料

- (1) 乳幼児健診開催場所 (別紙 1)
- (2) 紹介連絡書 (別紙 2)
- (3) 医師紹介派遣委託料請求書 (別紙 3)
- (4) 従事証明書 (別紙 4)
- (5) 参考資料 1 : 医師紹介派遣業務フロー図
- (6) 参考資料 2 : 横浜市福祉保健センター嘱託医師及び歯科医師委嘱要綱

横浜市乳幼児健診会場

別紙1

区	交通	住所	連絡先
鶴見	JR・京急鶴見駅徒歩8分	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1797
神奈川	JR東神奈川駅・東急反町駅・京急仲木戸駅徒歩7分	神奈川区広台太田町3-8	411-7112
西	京急戸部駅・相鉄平沼橋駅徒歩10分	西区中央1-5-10	320-8467
中	JR・市営地下鉄関内駅徒歩7分・みなとみらい線日本大通り駅徒歩4分	中区日本大通35	224-8171
南	市営地下鉄坂東橋駅徒歩8分・京急黄金町駅徒歩14分	南区浦舟町2-33	341-1148
港南	市営地下鉄港南中央駅徒歩1分	港南区港南4-2-10	847-8410
保土ヶ谷	相鉄星川駅徒歩2分	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6297
旭	相鉄鶴ヶ峰駅徒歩7分	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6150
磯子	JR京浜東北線磯子駅徒歩3分	磯子区磯子3-5-1	750-2415
金沢	京急金沢八景駅・金沢文庫駅徒歩12分	金沢区泥亀2-9-1	788-7785
港北	東急東横線大倉山駅徒歩7分	港北区大豆戸町26-1	540-2323
緑	JR・市営地下鉄中山駅徒歩6分	緑区寺山町118	930-2332
青葉	東急田園都市線市が尾駅徒歩8分	青葉区市が尾町31-4	978-2456
都筑	市営地下鉄センター南駅徒歩6分	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2318
戸塚	JR・市営地下鉄戸塚駅徒歩1分	戸塚区戸塚町16-17	866-8470
栄	JR京浜東北線本郷台駅徒歩8分	栄区桂町303-19	894-8410
泉	相鉄線いずみ中央駅徒歩5分	泉区泉中央北5-1-1	800-2444
瀬谷	相鉄線三ツ境駅徒歩7分	瀬谷区ニッ橋町190	367-5760

年 月 日

紹介連絡票

さきに依頼のありました求人について次の方をご紹介いたします。

紹介者情報

氏名	ふりがな

従事可能健診日(複数の場合は複数記載のこと)

区名	健診日	健診名(○で選択)	健診時間	従事可否
	年 月 日	4か月・1歳6か月・3歳		
	年 月 日	4か月・1歳6か月・3歳		
	年 月 日	4か月・1歳6か月・3歳		
	年 月 日	4か月・1歳6か月・3歳		

※太枠内は、横浜市が記載します。

<<受託者情報>>

住所

電話番号

メールアドレス

社名

担当者名

医師紹介派遣委託料請求書

(請求先)
横浜市長

令和 年 月 日

請求者

住所

受託者名

代表者名

印

(必ず契約書に使用したもので押印願います)

_____銀行 _____支店
 普通・当座 No. _____
 (フリガナ)

口座名義人 _____
 (通帳名義と相違する場合は、振り込まれません。)

(口座名義人が上記請求者と異なる場合は必ず下欄に請求者による記名押印をして下さい。記名押印のない場合は、振り込まれません。)

上記の口座に振込願います。 代表者名 印
 (必ず契約書に使用したもので押印願います)

次のとおり医師紹介派遣委託料を請求します。

(内訳)

項目	件 数
令和 年 月 中に紹介し従事決定に至った件数	件 (A)
紹介し従事決定に至っていた医師が、 令和 年 月 乳幼児健診に従事しなかった件数	件 (B)
(A) - (B)	件
請求額 円 × 件 = 円	

裏面あり

(令和 年 月 中に紹介し従事決定に至った紹介案件)

*従事可否について入力済みの紹介連絡書の写しを添付してください。

(紹介し従事決定に至っていた医師が、令和 年 月乳幼児健診に従事しなかった案件)

紹介派遣医師 従事証明書

本用紙を記入後、必ず、区こども家庭支援課乳幼児健診担当に
手渡してください。

本日、下記の乳幼児健診に従事しましたので、報告します。

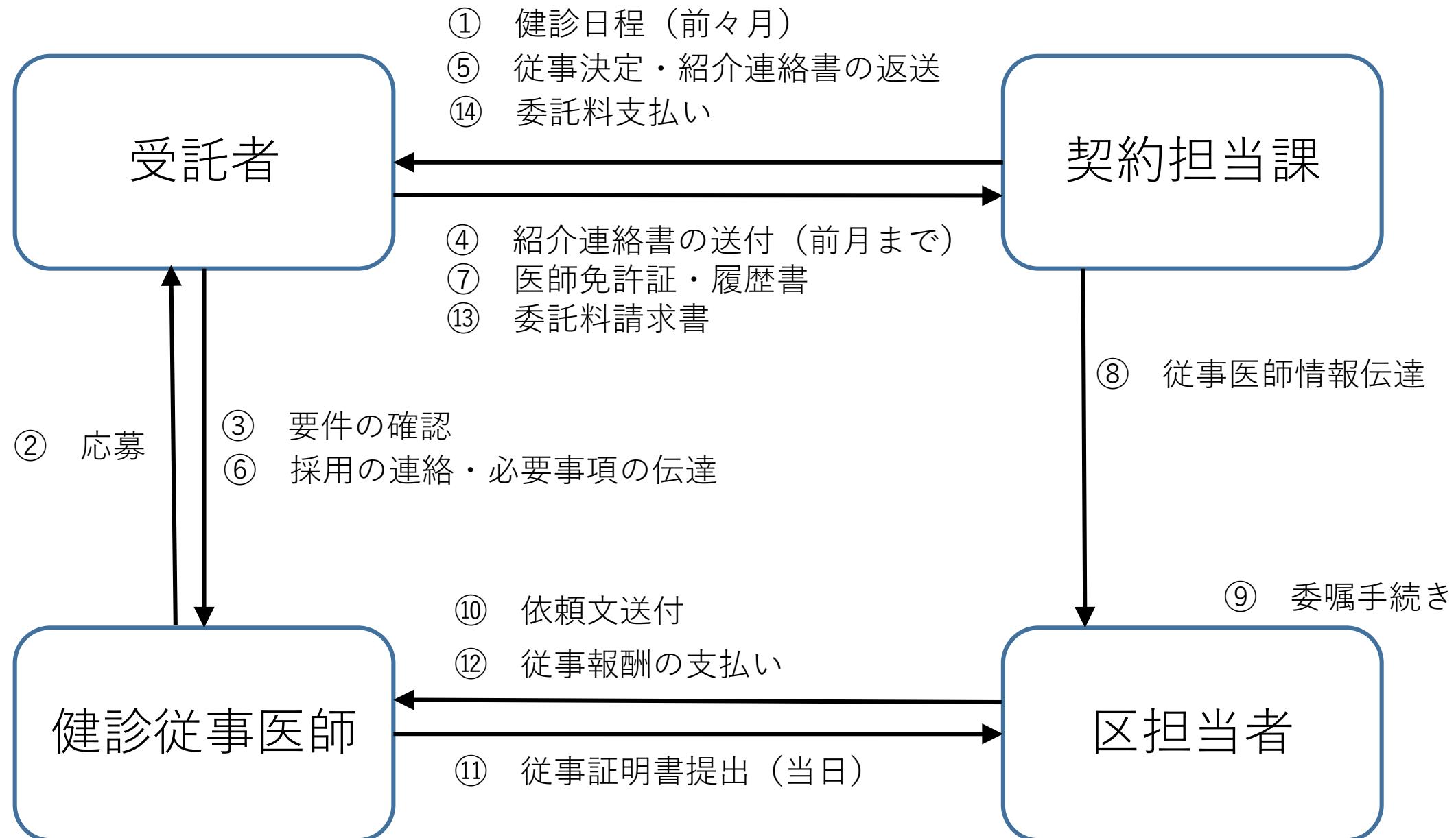
従事者(医師)情報

氏名	ふりがな

従事健診日

区名	健診日	健診名(○で選択)	健診時間
	年 月 日	4か月・1歳6か月・3歳	

医師紹介派遣業務フロー図



横浜市福祉保健センター嘱託医師及び歯科医師委嘱要綱

制 定 平成12年4月1日 衛健第695号（局長決裁）
最近改正 令和2年6月25日 ここ第2162号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市が次に定める福祉保健センターでの事業を実施するために委嘱する嘱託医師及び歯科医師の身分、服務、報酬、その他委嘱に関し必要な事項について定める。

- (1) 予防接種法（昭和23年6月法律第68号）に基づく集団予防接種事業
- (2) 母子保健法（昭和40年8月法律第141号）に基づく乳幼児健康診査事業
- (3) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成10年3月厚生省通知老健第64号）及び横浜市肺がん検診実施要綱（昭和62年8月横浜市要綱）に基づく肺がん検診事業
- (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年5月法律第123号）に基づく精神保健福祉対策事業及び高齢者精神保健福祉対策事業
- (5) 地域保健法（昭和22年9月法律第101号）に基づく健康診断事業

2 この要綱に定めるもののほか、嘱託医師及び歯科医師の就業に関する事項は、地方公務員法（昭和25年12月法律第261号）その他関係法令の定めるところによる。

（身分）

第2条 福祉保健センター嘱託医師及び歯科医師（以下、「福祉保健センター嘱託医師等」という。）は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員とする。

（委嘱）

第3条 福祉保健センター嘱託医師等の委嘱は、医師及び歯科医師の免許を有するもののうちから市長が行う。

（委嘱期間）

第4条 福祉保健センター嘱託医師等の委嘱期間は、委嘱開始の日から翌々会計年度（会計年度とは、4月1日に始まり、翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の末日までとし、3年ごとに一斉に更新する。

2 前項の委嘱期間中に追加で委嘱する場合には、次の一斉更新までの期間を委嘱期間とする。

（職務内容）

第5条 福祉保健センター嘱託医師等は、次のいずれかの職務に従事する。

- (1) 予防接種法に基づく集団予防接種事業における、予診、接種、緊急時の措置、その他医学的判断を必要とする事項についての相談及び指導
- (2) 母子保健法に基づく乳幼児健康診査事業における問診、発育の評価、診察、口腔内診査、その他医学的判断を必要とする事項についての相談及び指導
- (3) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針及び横浜市肺がん検診実施要綱に基づく肺がん検診事業における胸部X線撮影写真の読影
- (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく精神保健福祉対策事業及び高齢者精神保健福祉対策事業における面接及び相談並びに訪問
- (5) 地域保健法に基づく健康診断事業における問診、診察、診断書の作成、医学的判断を必要と

する事項についての相談及び指導

(服務の根本基準)

第6条 福祉保健センター嘱託医師等は、全体の奉仕者として公共の利益のために従事し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念し、その職責を果たさなければならない。

(職務に専念する義務)

第7条 福祉保健センター嘱託医師等は、法令又はこの要綱に定めがある場合を除くほか、職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、定められた職務にのみ従事しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 福祉保健センター嘱託医師等は、その職又は福祉保健センターの信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第9条 福祉保健センター嘱託医師等は、法令等に特別の定めがある場合又は横浜市の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。解職後もまた同様とする。

(解職)

第10条 福祉保健センター嘱託医師等が次のいずれかに該当する場合には、その日をもって福祉保健センター嘱託医師等としての身分を失う。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 委嘱期間が満了した場合 | 満了した日 |
| (2) 解職を願い出て、承認があった場合 | 承認があった日 |
| (3) 死亡した場合 | 死亡した日 |
| (4) 医師又は歯科医師の免許を取り消された場合 | 取り消された日 |

2 前項2号の規定により解職する場合には、福祉保健センター嘱託医師等は解職を希望する日の1箇月前までに、横浜市長に願い出なければならない。

3 横浜市は、福祉保健センター嘱託医師等が次のいずれかに該当する場合には、その意に反して解職することができる。

- | |
|--|
| (1) 著しく従事成績がよくない場合 |
| (2) 心身の故障により6箇月を超える休養を必要とする場合 |
| (3) 刑事事件に関し処罰された場合 |
| (4) その他福祉保健センター嘱託医師等としてふさわしくない行為があった場合 |

(報酬)

第11条 第1条第1項の各号に規定する事業について、福祉保健センター嘱託医師等の報酬は、1回21,000円とし、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例31号）に基づき、予算の範囲内で支給する。

2 1日2回以上実施する場合は、それぞれに前項に定める報酬を支給することができる。なお、同一事業の実施についても同様とする。

(報酬からの控除)

第12条 横浜市は、福祉保健センター嘱託医師等に報酬を支給する際、その報酬額から所得税源泉徴収額を控除することができる。

(公務災害補償)

第13条 この要綱により委嘱された福祉保健センター嘱託医師等の公務上の災害又は通勤による災害については、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例46号）の定めるところにより補償する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長及びこども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。